破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２６年（フ）第４８２号
大阪府泉大津市池園町11番11号
破産者　鈴木　和人
1　破産債権の届出期間　平成28年１月21日まで
2　一般調査期日　平成28年３月７日午後１時30分
平成27年12月22日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７６号
広島市中区榎町９番11―901号
破産者　奈良　昌彦
1　破産債権の届出期間　平成28年１月21日まで
2　一般調査期日　平成28年３月２日午後１時30分
平成27年12月22日
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７号
山口県萩市大字川島111番地５　斉藤アパート２階５号、前住所京都府京都市左京区高野上竹屋町10番地63
破産者　瀬崎　　薫
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午後３時30分
平成27年12月22日　京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第３７号
滋賀県草津市草津３丁目２－９　メゾンドロジェＡ101号室、開始決定時の住所大阪府泉大津市昭和町７番８号
破産者　平岩　浩二
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時
平成27年12月21日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４６２号
大阪府泉南郡熊取町若葉１丁目７番20号、前住所大阪府泉南郡熊取町自由が丘２丁目24番８号
破産者　中西　嘉彦
1　破産債権の届出期間　平成28年１月22日まで
2　一般調査期日　平成28年３月14日午後２時
平成27年12月21日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１６７１号
大阪府吹田市五月が丘南14番６号
破産者　楠田　義隆
1　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
2　一般調査期日　平成28年２月25日午後２時30分
平成27年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１１号
（最後の住所）大阪市東成区深江北３丁目４番21号　トムズ深江橋５Ｆ　夢み寮深江北
破産者　被相続人**真**田珍千こと　亡愼珍千相続財産
1　破産債権の届出期間　平成28年１月25日まで
2　一般調査期日　平成28年２月22日午後２時
平成27年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２４５号
名古屋市港区春田野１丁目713番地
破産者　大西　直樹
1　破産債権の届出期間　平成28年１月29日まで
2　一般調査期日　平成28年３月15日午前10時20分
平成27年12月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０６０号
大阪市中央区内本町１丁目４番10―403号
破産者　林秀穂税理士事務所こと　林　　秀穂
1　破産債権の届出期間　平成28年１月29日まで
2　一般調査期日　平成28年３月10日午後２時
平成27年12月22日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５４８号
静岡市駿河区高松１丁目12番32号　ルミエール高松101号
破産者　伊東　稔浩
1　破産債権の届出期間　平成28年２月３日まで
2　一般調査期日　平成28年２月15日午前11時
平成27年12月24日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２号
滋賀県蒲生郡日野町大字北畑673番地
破産者　深田　吉彦
1　破産債権の届出期間　平成28年２月９日まで
2　一般調査期日　平成28年４月11日午後１時15分
平成27年12月22日　大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５７０号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目12番15号　近藤マンション　東２、開始決定時の住所名古屋市中区橘１丁目７番４号　ファミール上前津302号
破産者　奥田　章夫
1　破産債権の届出期間　平成28年２月10日まで
2　一般調査期日　平成28年４月13日午前10時20分
平成27年12月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１９３号
神戸市中央区南本町通５丁目１番６―105号
破産者　増本　修治
免責意見申述期間　平成28年２月29日まで
平成27年12月22日
神戸地方裁判所第３民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第２８号
熊本県菊池市西寺1425番地１　エルガーラ53Ｂ―101
破産者　三原　祐二
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第３０３１号
大阪市住之江区平林北１丁目２番158号
清算株式会社　株式会社コシイウッドソリューションズ
代表清算人　暁　　琢也
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２００１号
青森県八戸市北インター工業団地１丁目１番39号
清算株式会社　シチズンセイミツ八戸株式会社
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
青森地方裁判所八戸支部

平成２６年（ヒ）第２０８３号
東京都中央区銀座６丁目４番１号
清算株式会社　アドテック株式会社
1　決定年月日　平成27年12月22日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１０号
岡山県赤磐市黒本14番地の１
清算株式会社　エスエスコーポレーション株式会社
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第１０号
東京都羽村市神明台４丁目４番16号
清算株式会社　株式会社ＳＫＫ企画
代表清算人　塩野　博万
1　決定年月日　平成27年12月21日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権の定義
本協定の対象となる債権は、特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権及び特別清算手続中に発生する利息・遅延損害金（ただし、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権、特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権を除く。）（以下「協定債権」といい、協定債権を有する債権者を「協定債権者」という。）をいう。
2　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
3　協定債権の譲渡があった場合の処理
本協定案提出日以降に、協定債権の全部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、権利の変更及び弁済の方法等（第３以下に記載）は、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とする。